

第4号議案

件 名	栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
提案理由等	令和7年度に新たに創設された授業料支援制度「高校生等臨時支援金」の対象者について、支給額が納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる場合に、授業料等を減免するための所要の改正を行うものである。

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

- いわゆる「高校無償化」のため、令和7年度において新たな授業料支援の制度「高校生等臨時支援金」（以下、「臨時支援金」）が創設されたことに伴い、臨時支援金受給者を対象とした授業料等の減免を新たに規定するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- 第10条第2項第2号（※）及び第14条第2項で規定する減免制度の対象に臨時支援金受給者を追加するため、附則に次の条文を規定。
※定時制・通信制課程において、履修単位数が就学支援金の支給限度単位数を超える場合などに、支給対象外となる単位に係る授業料等の額を減免。

・ 令和7年度分の授業料等に関し、第10条第2項第2号及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定中「高等学校等就学支援金」とあるのは、「高等学校等就学支援金（これに類するものとして教育長が定めるものを含む。）」とする。

【参考】栃木県立学校の授業料等に関する規則 抜粋

第10条 第1項 略

2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 略

(2) 法第6条第1項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者

第14条 第1項 略

2 第10条第2項第2号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、高等学校等就学支援金の支給が決定された期間を超えることができない。

3 施行期日

- 公布の日から施行。改正後の規則の規定は令和7年4月1日から適用する。

4 その他

- 「これに類するものとして教育長が定めるもの」については、別途、運用通知において定める。

○栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 略 <u>（栃木県立高等学校の入学考査料及び授業料に関する規則の廃止）</u> 2 略 <u>（令和7年度分の授業料等の減免の特例）</u> 3 <u>令和7年度分の授業料等に関し、第10条第2項第2号及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定中「高等学校等就学支援金」とあるのは、「高等学校等就学支援金（これに類するものとして教育長が定めるものを含む。）」とする。</u>	附 則 1 略 2 略

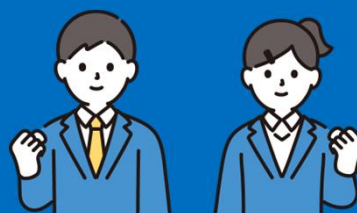
附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県立学校の授業料等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（高校教育課）

大切なお知らせ

高校生の 学びを支えます。



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃



「所得制限の一部の事実上撤廃」とは？

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
(これまでの①高等学校等就学支援金に加えて、②高校生等臨時支援金ができるようになりました。)

① 高等学校等就学支援金 ・年収約910万円未満世帯の高校生

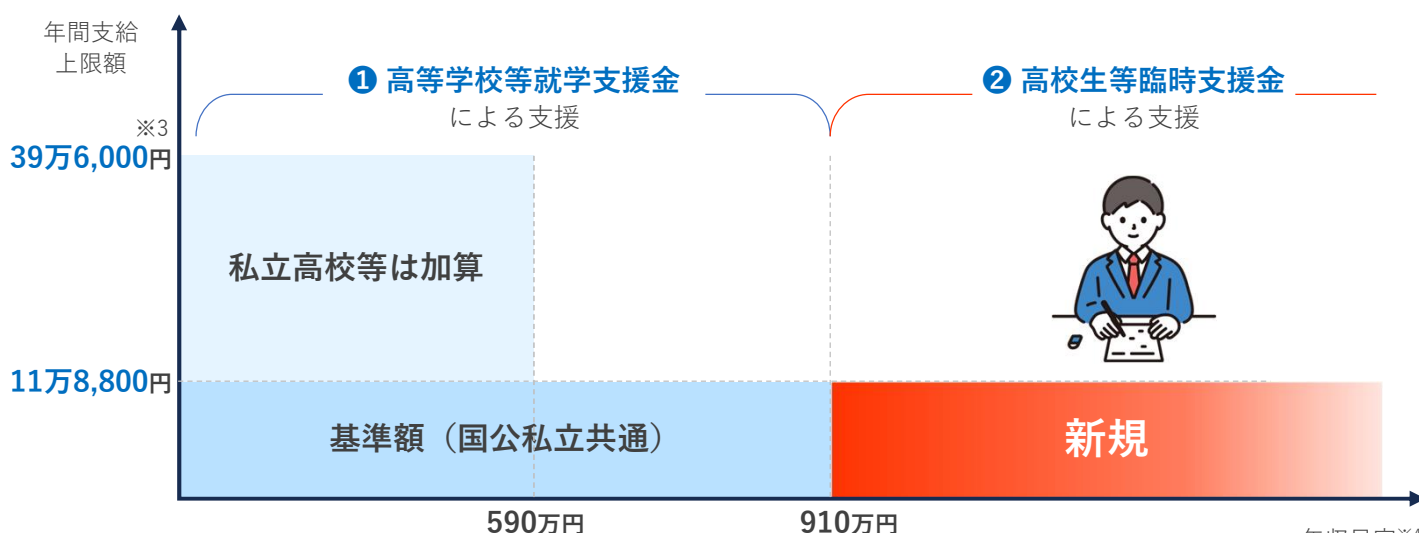
新規

② 高校生等臨時支援金 ・年収約910万円以上世帯の高校生
・国公立共通のいわゆる基準額である年額11万8,800円※2
を支援
【令和7年度限り※1】

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。
手続きの時期については、学校から案内がありますので必ずご確認ください。

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。
※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なることがあります。

支援のイメージ



※3 私立高校（通信制）は29万7,000円、国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※4 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）・中学生1人の4人世帯の目安